

工事等の指名業者選定基準

平成13年5月8日

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する工事又は製造の請負及び業務委託（以下「工事等」という。）の契約の業者選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査及び建設業者の格付)

第2条 工事等の契約を希望する業者は、指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を市長が定める期日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が期日後においても特に必要があると認めた場合は、申請書を受理することができる。

2 前項の規定に基づいて提出された申請書は、客観的にその内容を審査するとともに、工事の請負契約を希望する業者（以下「建設業者」という。）にあつては建設業法（以下「法」という。）第27条の23に定める経営に関する事項の審査の項目に従って審査を行うものとする。

3 法第27条の23の規定に基づく経営に関する事項について、国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けていない建設業者は、申請書を提出することができない。

4 建設業者の格付は、第2項の規定に基づく審査により計算した業種毎の総合評定値に基づき、別表に定めるところにより格付する。

ただし、経営規模等評価結果通知総合評定値通知書の年平均の完成工事高がない業種については、格付を行わない。

(指名基準)

第3条 工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の発注対応工事金額（単価契約による工事にあつては当該工事の予定総額、単価契約による工事以外の工事にあつては契約予定金額をいう。以下同じ。）の等級に格付されたものの中から指名しなければならない。

2 市内に本店を有するもの（以下「市内業者」という。）で市内業者としての登録期間（連続した登録期間をいう。以下同じ。）が、指名しようとする年度の4月1日（以下「基準日」という。）前に2年以上あり、指名しようとする日まで継続しているものについては、前項の規定にかかわらず、本市の過去における実績を勘案の上、格付された等級の直近上位及び直近下位の等級区分に対応する工事を指名すること、及び発注対応工事金額が500万円未満の工事については、等級区分にかかわらず指名することができる。

3 市内業者としての登録期間が、基準日前に2年未満のものについては、次のとお

りとする。

- (1) 基準日において、市内業者（市外からの転入業者を除く。）としての登録期間が1年未満の業者については、市外に本店を有するものと同様の扱いとする。
- (2) 市外からの転入業者で、基準日において、市内業者としての登録期間が1年未満の業者については、従前の本店所在地にあるものと同様の扱いとする。
- (3) 基準日において、市内業者としての登録期間が1年以上2年未満のもので、指名しようとする日まで継続しているものについては、発注予定工事の業種区分の最下位の等級区分に対応する工事を指名することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の発注対応工事金額が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に格付された有資格業者を指名することができる。

5 第1項の有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の発注対応工事金額に応じ、直近の上位又は下位の等級に格付された有資格業者を指名することができる。

ただし、最下位の等級の工事の指名については、直近上位及び2等級上位の等級に格付された有資格業者を指名することができる。

6 別表、等級区分Bに属するものを、第2項及び第5項の規定により直近上位の等級区分に対応する工事に指名する場合は、等級区分Bの発注対応工事金額の2倍を限度額とする。

7 指名競争に参加するものを指名するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 過去の工事等の成績
- (4) 地理的条件及び既成工事等との関連
- (5) 技術的適正並びに技術者及び機械設備の状況
- (6) 指名時における市発注工事等に係る当該年度の指名件数及び手持工事等の状況

8 指名業者の選定に当っては、できるかぎり優良な県内業者（本店を兵庫県内に有するもの。）に指名の機会を与えるよう配慮するものとする。

なお、県内業者の選定順位は、原則として市内業者、その他の県内業者の順とする。

（平 27・一部改正）

（選定の特例）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 特殊な機械及び技術を必要とする工事等である場合
- (2) 災害時における応急復旧工事等である場合
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（建設工事）【工事様式4-2】に記載した指定工事等である場合

（指名業者数）

第5条 指名競争入札における指名業者の数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設計金額（単価契約による工事等にあつては、当該工事等の予定総額をいう。以下同じ。）が500万円未満のもの 5業者以上
- (2) 設計金額が500万円以上3,000万円未満のもの 7業者以上
- (3) 設計金額が3,000万円以上8,000万円未満のもの 12業者以上
- (4) 設計金額が8,000万円以上のもの 15業者以上

2 前項第3号及び第4号に規定する指名業者の数については、その数の30%（少数点以下の端数については四捨五入）以上を、市内業者以外のものから指名するものとする。

3 前2項の規定については、建築、土木、舗装又は造園工事の指名競争入札について適用する。

4 第1項第1号及び第2号に規定する指名業者の数について、市内業者でその数に満たない場合又は市長が特に必要があると認めた場合は、第2項の規定を準用する。

5 第3項に規定する工事以外の工事等の指名については、第1項、第2項及び第4項の規定を準用するものとし、これにより難しい場合であっても、設計金額に関係なく5業者以上指名するものとする。ただし、指名可能な業者数が5業者に満たない場合は、この限りでない。

（平18・平27・一部改正）

（施行の細目）

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この基準は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成16年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年4月1日からこの基準の施行日までに市内業者となったものに係る改正後の第3条第2項及び第3項の規定の適用については、同項中「4月1日」とあるのは「指名しようとする日」と読み替えて適用する。

附 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定は、平成18年7月1日以降に指名業者を決定する指名競争入札に適用し、それ以前に指名業者を決定する指名競争入札においては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の基準は、平成21年4月1日以降に指名業者を決定する指名競争入札に適用し、それ以前に指名業者を決定する指名競争入札においては、なお従前の例による。

3 改正後の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に指名業者を決定する指名競争入札においては、平成21年4月1日現在有効の経営規模等評価結果通知総合評定値通知書の業種毎の総合評定値（平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号に定める経営事項審査の項目及び基準に基づく審査によるものに限る。）に基づき、別表の定めるところにより格付けを行い、指名業者を決定するものとする。

附 則

この基準は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年9月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年5月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の基準は、平成28年10月1日以降に指名業者を決定する指名競争入札に適用し、それ以前に指名業者を決定する指名競争入札においては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

工事格付区分表

(平成22年5月1日改正)

等級	総合評定値	発注対応工事金額		
		土木・建築工事	舗装工事	電気・管等工事
A	1,015以上	1億5,000万円以上	1億円以上	8,000万円以上
B	900 ～ 1,014	1億5,000万円未満	1億円未満	8,000万円未満
		8,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上
C	760 ～ 899	8,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円未満
		3,000万円以上	3,000万円以上	3,000万円以上
D	610 ～ 759	3,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満
		1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上
E	609以下	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満

備考1 この表中電気・管等工事とは、電気、管、水道施設及び造園工事をいう。

2 この表及び前項に規定する工事の種類に該当しないものは、その都度規模を勘案し決定する。